

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、強風や地震による建築物の瓦屋根の被害を軽減するため、法令を遵守し、瓦屋根の改修を行う者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和49年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 瓦屋根 粘土瓦又はセメント瓦で施工された屋根をいう。
- (2) 資格者 瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士、一級建築士、二級建築士又は木造建築士のいずれかの資格を有する者をいう。
- (3) 調査 資格者が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う建築物の瓦屋根の調査をいう。
- (4) 補助対象建築物 次のアからオまでのいずれにも該当する建築物をいう。
 - ア 令和3年12月31日以前に建築された市内に存する建築物
 - イ 固定資産税の評価を受けている建築物
 - ウ 自己の居住の用に供する建築物で、一戸建て又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上のもの）であること。
 - エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないもの
 - オ 告示基準に適合していない瓦屋根を有する建築物

(5) 改修 次のア又はイのいずれかに該当する改修をいう。

ア 告示基準に適合する瓦屋根への全面改修

イ スレート屋根又は金属屋根等への全面改修

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物の瓦屋根の改修を行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、瓦屋根の建築物を所有し、自らが居住している者（以下「所有者」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は補助対象者とならない。

(1) 市税を滞納している場合

(2) 所有者に市税の滞納がないことを確認できない場合

(3) 所有者が複数存在する場合には、所有者全員から補助金の交付を受けて改修を実施することの同意が得られない場合

(4) 補助対象事業に要する経費の全部又は一部について、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けた場合

(5) 補助対象事業を建築物の販売を目的として行う場合

(6) 自己所有の瓦屋根の建築物を自ら改修する場合

(7) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者である場合

(8) その他市長が不相当と認める場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、屋根面積に24,000円を乗じた額又は改修に

要した経費のいずれか低い額に 23 パーセントを乗じた額とし、552,000 円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 7 条 補助対象者は、補助対象事業に係る契約の締結前に、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 瓦屋根現況調査報告書（様式第 3 号）
 - (3) 現況写真
 - (4) 案内図
 - (5) 改修の内容及び屋根面積が分かる図面等
 - (6) 改修に要する経費が分かる見積書の写し
 - (7) 所有者であることを証する書類
 - (8) 補助対象建築物の建築確認済証の写し又はそれに代わるもの
 - (9) 補助対象建築物が固定資産税の評価を受けていることを証する書類
 - (10) 補助対象者自身が補助対象建築物に居住中であることを証する書類
 - (11) 所有者全員の市税の完納を証する書類
 - (12) 誓約書（様式第 4 号）
 - (13) 同意書（様式第 5 号）（交付申請を行う補助対象者以外の所有者がいる場合）
 - (14) 委任状（代理人に委任する場合）
 - (15) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第 8 条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請を却下するときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付申請却下通知書（様式第 7 号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告すること。

(2) その他市長が必要とする条件
(事業の変更)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更・中止申請書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、当該変更に係る事業の着手前に、市長に申請し、承認を受けなければならない。

(1) 第 7 条各号に掲げる添付書類のうち変更に係る書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更又は中止を承認したときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更・中止承認通知書（様式第 9 号）により、申請を却下するときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更却下通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業完了報告書（様式第 11 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 屋根工事完了確認書（様式第 12 号）

- (2) 施工写真
- (3) 補助事業に係る契約書の写し
- (4) 補助事業に要した経費の領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項に規定する決定を受けた日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、市長が定めた日までに報告を行うものとする。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金確定通知書（様式第13号）により、当該報告を行った補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付請求書（様式第14号）により市長に請求しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又はその他補助事業に関し法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したときは、第8条第1項に規定する交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項の規定による交付決定に係る着手予定日から、1月を経過しても補助事業に着手しないとき。
- (2) 第9条第1項の規定により事業の中止を申請したとき。
- (3) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 市長が不適當であると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金返還命令書（様式第16号）により、当該取消しに係る補助対象事業者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（補助事業者の責務）

第15条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、補助金を受領した日から起算して5年間、屋根の撤去を伴う工事を行ってはならない。ただし、市長が補助事業者の事情等を勘案し、やむを得ないと認めるときはこの限りでない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月8日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（所在地）

（フリガナ）

氏 名

電 話

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付申請書

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業について補助金の交付を受けたいので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 所在地 袖ヶ浦市

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 瓦屋根現況調査報告書（様式第 3 号）
- (3) 現況写真
- (4) 案内図
- (5) 改修の内容及び屋根面積が分かる図面等
- (6) 改修に要する経費が分かる見積書の写し
- (7) 所有者であることを証する書類
- (8) 補助対象建築物の建築確認済証の写し又はそれに代わるもの
- (9) 補助対象建築物が固定資産税の評価を受けていることを証する書類
- (10) 補助対象者自身が補助対象建築物に居住中であることを証する書類
- (11) 所有者全員の市税の完納を証する書類
- (12) 誓約書（様式第 4 号）
- (13) 同意書（様式第 5 号）（交付申請を行う補助対象者以外の所有者がいる場合）
- (14) 委任状（代理人に委任する場合）
- (15) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

事業計画書

1. 建築物の概要

所在地	袖ヶ浦市
建築年	年
建築物の構造	造
階数	階
用途	

2. 事業の概要

事業の形態	1 告示基準に適合する瓦屋根への全面改修 2 スレート・金属屋根等への全面改修
屋根面積	m ²
着手及び完了 予定年月日	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日
補助対象事業費	円

3. 施工業者

施工者	名称： (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 所在地： 建設業許可：() □大臣 □知事 (-) 第 号 業種 ()
-----	---

瓦屋根現況調査報告書

年 月 日

調査者 所在地

（フリガナ）

氏名

電話

資格： ☐ 建築士 ☐ 瓦屋根診断技士

☐ 瓦屋根工事技士 ☐ かわらぶき技能士

登録番号（ ）

当該建築物の屋根を調査した結果、令和 2 年国土交通省告示第 1 4 3 5 号により改正された昭和 4 6 年建設省告示第 1 0 9 号の規定への適合については下記のとおりでしたので報告します。

記

1 建築物の概要

（1）申請者 _____

（2）所在地 袖ヶ浦市

2 調査結果

※以下の項目のいずれかが不適合の場合、告示基準を満たさない判定となります。

ア 防災瓦（隣接する瓦をフック等で有効に組み合わせたもの）である。

☐ 適合 ☐ 不適合

イ アで防災瓦に適合とした場合

A 棟部の全ての瓦がねじで緊結してある。

☐ 適合 ☐ 不適合

B 軒・けらば部分の全ての瓦が 3 本のくぎ又はねじで緊結してある。

☐ 適合 ☐ 不適合

C 平部の全ての瓦がくぎ又はねじで緊結してある。

☐ 適合 ☐ 不適合

注意事項

- （1）調査者は要綱第 2 条第 2 号に規定する資格者であること。
- （2）資格を証する書類を添付してください。
- （3）本人が手書きしない場合は押印してください。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（所在地）

（フリガナ）

氏 名

電 話

※本人が手書きしない場合は、押印してください。

誓 約 書

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業について補助金の交付申請にあたり、私は、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 「袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱」第4条第1号から第7号までのいずれにも該当しません。
- 2 補助金を受領した日から起算して5年を経過する日まで、屋根の撤去は行いません。やむを得ず、撤去する場合は、事前に市に報告し、承認を求めます。
- 3 建築基準法その他各種法令を遵守します。

年 月 日

同 意 書

袖ヶ浦市 _____ の補助対象建築物について、 _____
が袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金を利用し、屋根改修工事を行うことを、所有者として同意します。

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、押印してください。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業について、下記のとおり補助金の交付を決定したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 袖ヶ浦市
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 その他

注意事項

- (1) 申請内容に虚偽があり、又は対象建築物や敷地に重大な違反があった場合には、交付決定を取り消す場合もあります。
- (2) 工事内容を変更する場合、工事予定期間内に工事が終了する見込みがない場合等、申請内容に変更が生じる場合は事前に必ず市に報告し、担当者の指示に従ってください。変更内容等によっては補助を受けられなくなる可能性があります。
- (3) 耐風改修工事を取りやめた場合には、速やかに市に報告し、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更・中止申請書を市に提出してください。
- (4) 耐風改修工事が完了した際は、所定の書類を添えて、速やかに袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業完了報告書を提出してください。
- (5) 転売を目的とした耐風改修工事は補助の対象とはなりません。継続して自ら居住するために行う耐風改修が補助の対象となります。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業については、下記の理由により補助金交付の申請を却下したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 袖ヶ浦市
- 2 補助対象にできない理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（所在地）

（フリガナ）

氏 名

電 話

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業の変更・中止について、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

所在地	袖ヶ浦市
変更または中止の理由	
変更の内容	（変更前）
（変更の場合）	（変更後）
変更または中止年月日	年 月 日
添付書類	※交付申請時の添付書類に変更がある場合は変更した書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業の変更・中止について、下記のとおり変更・中止を承認したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1

所在地

袖ヶ浦市
- 2

承認内容
- 3

補助金交付決定額

円
- 4

その他

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金変更却下通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業の変更について、下記
の理由により変更申請を却下したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第
9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 袖ヶ浦市
- 2 却下の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算し
て 3 箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定が
あったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日
から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以
内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となりま
す。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知
った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1
年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上
記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌
日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業完了報告書

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（所在地）

（フリガナ）

氏 名

電 話

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定・変更承認）を受けた袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業が完了しましたので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------|-------|
| 1 所在地 | 袖ヶ浦市 |
| 2 事業の完了年月日 | 年 月 日 |
| 3 補助金交付決定額 | 円 |

【添付書類】

- (1) 屋根工事完了確認書（様式第 1 2 号）
- (2) 施工写真
- (3) 補助事業に係る契約書の写し
- (4) 補助事業に要した経費の領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

屋根工事完了確認書

年 月 日

- 1 下記建築物の屋根工事について、施工要領書等に基づき適切に施工したことを報告します。

施工者 所在地

(フリガナ)

名 称

電 話

- 2 下記建築物の屋根工事について、改修後の瓦屋根は告示基準へ適合していることを確認したので報告します。

調査者 所在地

(フリガナ)

氏 名

電 話

資格： ☐ 建築士 ☐ 瓦屋根診断技士

☐ 瓦屋根工事技士 ☐ かわらぶき技能士

登録番号（ ）

記

建築物の概要

申請者

所在地

袖ヶ浦市

注意事項

- (1) 調査者は要綱第 2 条第 2 号に規定する資格者とする。
- (2) 瓦屋根以外への改修の場合は、1 の施工者による確認とする。
- (3) 改修後も瓦屋根の場合は調査者の資格を証する書類を添付してください。
- (4) 本人が手書きしない場合は、押印してください。

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業について、下記のとおり補助金額が確定したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

様式第 1 4 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所（所在地）

（フリガナ）

氏 名

電 話

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金の交付について、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

口座の種類 普 通 ・ 当 座

口座番号 _____

フリガナ

口座名義人 _____（※申請者のものに限る。）

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業については、下記の理由により交付決定を取り消したので、袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 所在地 袖ヶ浦市
- 2 補助金の交付決定を取り消した内容
- 3 補助金の交付決定を取り消した理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市瓦屋根耐風改修事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり交付した補助金の返還を命じます。

1	所在地	袖ヶ浦市
2	返還すべき額	
3	返還期限	年 月 日
4	返還を命ずる理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ケ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ケ浦市を被告として(訴訟において袖ケ浦市を代表する者は袖ケ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。